駒ヶ根市森林整備計画

計画期間 自 令和 5年 4月 1日 至 令和15年 3月31日

> 長 野 県 駒 ケ 根 市

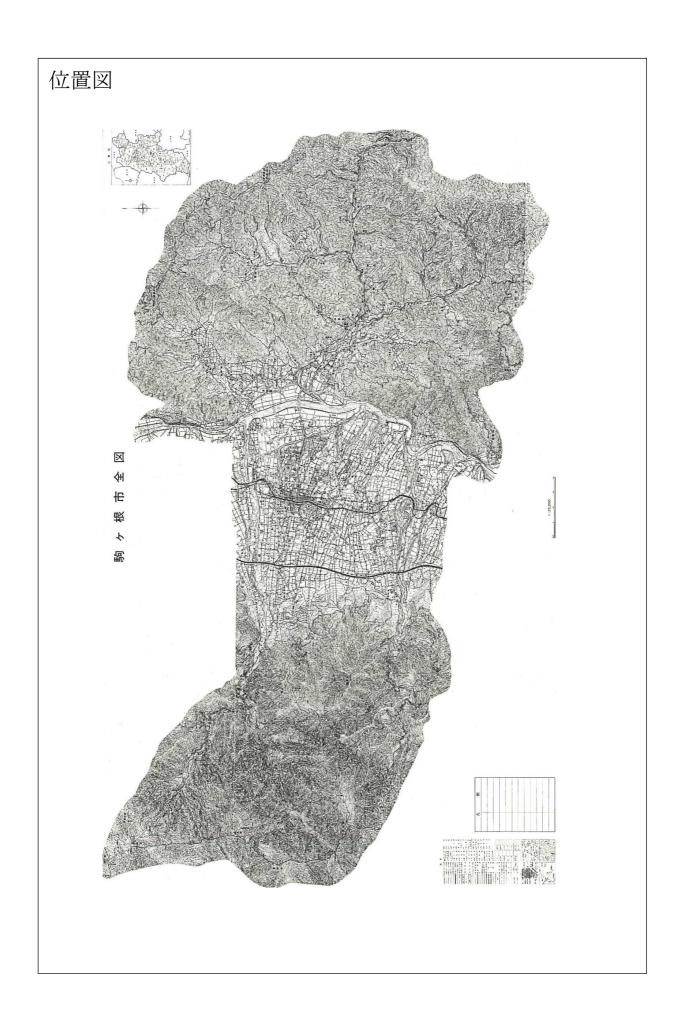
計画策定の趣旨

この森林整備計画は、森林法第10条の5の規定により、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村において策定が定められており、10年を1期とした5年ごとに策定する計画です。

計画の主な内容は、長野県が樹立した「伊那谷地域森林計画」に即し、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等、長期的な視点に立った森林づくり構想となっています。

今回の計画期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間となっています。

計画の見直しにあたっては、森林整備の基本的な考え方などを「伊那谷地域森林計画」に即した内容にあらためるとともに、当市における現状や課題、各地区における森林整備方針などについて、時代背景やニーズ等の変化を考慮した内容にあらためました。



目 次

I 基本的事項	頁
1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 7
Ⅲ 森林の整備	
第 1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第2 造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 10
1 人工造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令	•
の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 16
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
第3 間伐及び保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	

2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壤保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増 進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び	
当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(1)区域の設定	
(2)森林施業の方法	
3 その他	
(1) 施業実施協定の締結の促進方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・・・・	24
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・・	24
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
4 森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第6 森林施業の共同化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
1 森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
3 作業路網の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	
第8 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
1 林業に従事する者の養成及び確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28

Ⅲ森	林の保護
笙1	自鮮宝の防止・・・

第	第1 鳥獣害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		28
	1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
		(1)区域の設定	
		(2) 鳥獣害の防止方法	
	2	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
第	§ 2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	1	森林病害虫の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	3	林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	5	病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	<u></u> .	LL 0 17 http://de.dec. 0 1949/ff	
IV		林の保健機能の増進	0.1
	1		31
	2		31
	3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
V	そ	の他森林の整備に必要な事項	
	1	森林経営計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	2	生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	3	森林整備を通じた地域振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	4	森林の総合利用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	5	住民参加による森林の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	6	森林経営管理制度に基づく事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	7	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	r =	計画策定の経過】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	l i	引	აა
VI	参	考資料	
	1	人口及び就業構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	2	土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	3	森林転用面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	4	森林資源の現況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	5	駒ヶ根市における林業の位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	6	林産物の生産概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	7	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置(駒ヶ根市役所)

東経137°56′13"北緯35°43′30"海抜676m

◇面 積

165.86 km² (東西23.6 km、南北12.8 km、周囲75.8 km)

◇土地の地目別面積<令和3年1月1日現在>

田	畑	宅地	山林	原野	その他
15.63 k	m² 3.64 k m²	8.36 k m²	15.78 k m²	8.36 k m²	2.07 k m²

◇気象 <令和3年中>

観測地点	気温			年間総降水量	国净亚拉	
観例地点	平均	最高	最低	中间秘牌小里	風速平均	
北割	11.7 ℃	34.0 ℃	-9.5 ℃	2054.0 mm	2.3 m/s	
竜東	12.0 ℃	35.9 ℃	-8.8 ℃	1437.5 mm	_	

出展:エコーシティー・駒ヶ岳・気象情報システム

◇地形·地質

東は南アルプス、西は中央アルプスの 3,000m 級の山岳に挟まれ、中央部を南下する天竜川から、東西それぞれに平坦地、段丘地、丘陵地、山岳地が続いている。

地質は、天竜川両岸に複合扇状地河岸段丘を形成する砂礫碑層が火山灰土層を乗せて広がり、天竜川やその支流に沿って沖積地が発達している。

(2) 森林・林業の現状

ア 地域の森林資源

森林の現況は、森林面積 12,475ha と総面積の 75%を占めている。民有林の面積 は、9,100ha であり、針葉樹は 6,399ha、うちアカマツ 2,898ha、カラマツ 2,125ha、ヒノキ 1,031ha であり、広葉樹は 2,494ha となっている。

民有林の人工林面積は4,737haで、人工林率は52%である。

【人天別森林資源表】

単位:面積 ha、蓄積m³

1八八川林市县#5公1							干世·田伊 I	IU、田/RIII				
民	資 人工林					天然生林			合計			
民国別	資源量	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民女	面積	4,724.77	12.08	4,736.85	1,674.47	2,481.87	207.10	4,363.44	6,399.24	2,493.95	207.10	9,100.29
民有林	蓄積	1,163,149	839	1,163,988	426,511	290,443	I	716,954	1,589,660	291,282		1,880,942
国有林	面積	337.48	2.78	340.26	1,548.35	928.37	549.09	3,025.81	1,885.83	931.15	549.09	3,366.07
林	蓄積	75,994	9,154	85,148	243,263	149,373	l	392,636	319,257	158,527		477,784
合	面積	5,062.25	14.86	5,077.11	3,222.82	3,410.24	756.19	7,389.25	8,285.07	3,425.10	756.19	12,466.36
計	蓄積	1,239,143	9,993	1,249,136	669,774	439,816	_	1,109,590	1,908,917	449,809	-	2,358,726

注)「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含む。

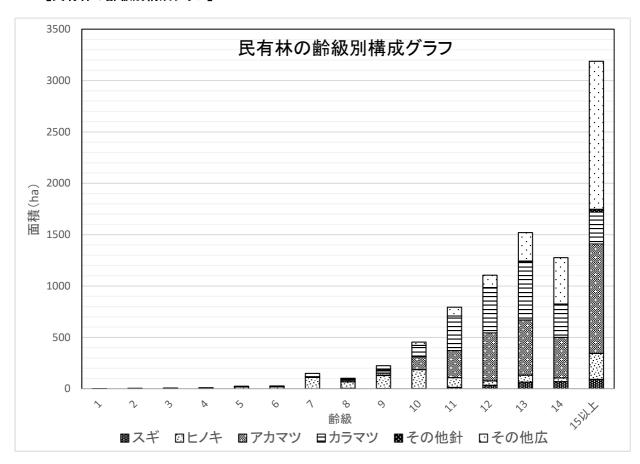
民有林の人工林割合 面積 52.05% 蓄積 61.88%

【民有林の樹種別構成表】

掛廷	面積(ha)			蓄積(m³)			
樹種		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率	
アカマツ	2,897.89	31.8 %	6.9 %	703,244	37.4 %	7.1 %	
カラマツ	2,124.54	23.4 %	3.5 %	528,014	28.1 %	3.2 %	
スギ	284.99	3.1 %	2.2 %	103,894	5.5 %	2.1 %	
ヒノキ	1,030.78	11.3 %	3.2 %	244,538	13.0 %	3.2 %	
その他針	61.04	0.7 %	0.7 %	9,970	0.5 %	0.6 %	
広葉樹	2,493.95	27.4 %	2.9 %	291,282	15.5 %	3.1 %	
未立木地等	207.10	2.3 %	2.7 %	0	0.0 %	0.0 %	
11111	9,100.29	100 %	-	1,880,942	100 %	_	

注)「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合。「計画区内比率」は、伊那谷計画区内の樹種ごとに占める割合。

【民有林の齢級別構成グラフ】



イ 森林の所有形態

民有林所有形態別の面積割合は、公有林が 17.4%、私有林が 82.6%となっている。 私有林の内訳は、個人有林が 62.8%となっており、半数以上を占めている。

【民有林の所有形態】

元 左 政 能 则		面	積	蓄	積
所有形態別			割合		割合
	県	168.32 ha	1.8 %	32,017 m³	1.7 %
至	市町村	1,122.77 ha	12.3 %	208,939 m³	11.1 %
公有林	財産区	297.21 ha	3.3 %	66,142 m³	3.5 %
	計	1,588.30 ha	17.4 %	307,098 m³	16.3 %
	集落有林	624.01 ha	6.9 %	130,543 m³	6.9 %
	団体有林	587.51 ha	6.5 %	112,889 m³	6.0 %
私 有 林	個人有林	5,711.65 ha	62.8 %	1,211,476 m³	64.5 %
7/1	その他	588.82 ha	6.4 %	118,936 m³	6.3 %
	計	7,511.99 ha	82.6 %	1,573,844 m³	83.7 %
合 計		9,100.29 ha	100 %	1,880,942 m³	100 %

ウ 林業労働の現状

令和 3 年度末の上伊那地域振興局管内の林業事業体数は 28 事業体で、内訳は森林組 合 1 組合、素材生産業が 19 社、その他 8 社である。総従事者数は、161 名となってい る。

森林組合、素材生産事業体で高性能林業機械の整備を進めている。

【事業体別林業従事者数】

区 分	組合·事業体数	従業者数(人)	備考
森林組合	1	27	上伊那森林組合
生産森林組合			
素材生産業	19	93	
製材業			
その他	8	41	
合 計	28	161	

【林業機械等設置状況】 単位:台数

機械名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機		12		1	13
モノケーブル					
リモコンウインチ		14		2	16
自走式搬器	1	7		2	10
運材車	2	10	20	2	34
ホイールトラクタ		6		3	9
動力枝打ち機				3	3
トラック	4	11		1	16
グラップルクレーン		3		8	11
フェラーバンチャ		1			1
スキッダ		1			1
プロセッサ	1	9		1	11
グラップルバケット	1	14			15
ハーベスタ	1	5		1	7
フォワーダ	4	9		2	15
タワーヤーダ		1			1
スイングヤーダ		10			10
合 計	14	113	20	26	173

エ 林内路網の整備状況

【路網整備状況(令和3年度年度末)】

区分	路線数	延 長(km) うち舗装延長(km)		密 度(m/ha)				
林 道	20 (21)	49.86	13.77	5.47				
林業専用道	0	0	0	_				
森林作業道	71	47.40	0	5.20				
合計	91 (21)	97.26	13.77	5.34				

^()内の路線数は、他町村との路線の重複を加味したもの(広域基幹林道陣馬形線を加味した数)

オ 保安林の配備

【保安林配備状況】

保安林種	面 積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	2,484.25ha	27.30%
土砂流出防備保安林	800.83ha	8.80%
土砂崩壊防備保安林	6.19ha	0.07%
風害防備保安林	_	_
水害防備保安林	0.47ha	0.01%
干害防備保安林	45.19ha	0.50%
落石防止保安林	_	_
保健保安林	_	_
風致保安林	0.46ha	0.01%
合 計	3,337.39ha	36.69%

(森林簿データより)

カ 地域の取り組み状況

① 特用林産物の生産

竜東地区のアカマツ林の多くは、まつたけの生産地として生活に密着した森林であり、 農林家の生活の糧となっているため、発生環境整備に取り組んでいる。

② 東伊那財産区による森林整備

東伊那財産区有林では、木材の循環利用を目指した森林整備に取り組んでおり、多くの優良材を生産している。

③ 企業との連携

長野県の森林(もり)の里親促進事業を通して、手入れの遅れた里山の森林整備と地域との交流を通じた森林づくりを進めている。また、森林 Co2 吸収認証制度の活用も図っている。

(3) 森林・林業の課題

ア 森林整備の遅れ

当市の森林は、公有林や財産区有林、共有林の森林整備を主体として進んでおり、零細で分散的な個人有林の多くは整備が遅れている。施業集約化の推進等を通して効率的な森林整備を推進していく必要がある。

イ 松くい虫被害の拡大

竜西地区の河岸段丘沿いや竜東地区の林沿部において被害が拡大している。また、標高 800m 以上の地域でも被害が確認されるようになっており、駆除・防除が追いついていないのが現状である。

ウ 鳥獣による林業被害

ニホンジカやニホンザルによる被害が確認されているが、ニホンジカについては近年中央アルプス山麓でも確認されるようになり、被害の拡大が懸念される。また、ニホンザルについては特用林産物への食害が深刻であるとともに、駒ヶ根高原や里山地域における農

作物への被害や、人を威嚇するなどの事案も発生している。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、伊那谷地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととする。

下表に示すとおり、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持に努める。

【森林の有する機能一覧表】

森林の有する機能

かん

水源涵養

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

山地災害防止/十壤保全

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

快適環境形成

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど快適な生活環境を形成するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

保健・レクリエーション

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であり、必要に応じて保健休養活動に適した施設が整備されている森林

文 化

街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

木材生産機能維持増進

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、路網等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

ア 大曽倉・中山・上割・南入・吉瀬地区

この地区の森林は、竜東地区の重要な水源林であり、持続的に森林の機能を発揮するよう、大面積皆伐を行わない施業を前提とし、長伐期施業や複層林施業、針広混交林施業を 推進する。

イ 池山・駒ヶ根高原地区

観光地としての高原にふさわしい森林景観の維持・造成を図り、森林とのふれあいや憩いの場を提供するため、広葉樹の育成を図るとともに、環境保全と活用の二面性を考慮した森林整備を積極的に推進する。また、当地区はツキノワグマやニホンザルなど野生動物が頻繁に出没しているため、野生動物との共存を考慮した環境整備を実施する。

池山周辺の森林は引き続き「市民の森」と位置付け、利用者が森林浴・動植物の観察・ 教育の場として森林空間に親しめる森林づくりを目的とし、適切な施業と施設の整備を推 進する。

ウ 大曽倉市有林

ここでは「多様で豊かな奥深い森林」を目指して市民が協力して作り上げ、森林空間の 活用とともに下流域の水源涵(かん)養等に寄与していくものとする。

エ 戸倉山山麓に位置する中山竹の沢上流の中山区有林

風致機能や水源涵(かん)養機能を高めるため、以前から自生していたブナの植栽や保育などを行い、計画的な森林管理に努めるものとする。

オ 十二天の森

伊那谷における平地林の特徴をもった林相が見られ、樹木の生態観察に適しているため、将来を担う子ども達の自然保護意識の高揚や森林学習に資する場として、森林に親しむことができる空間づくりを目指す。また地域住民の憩いの場としても、将来にわたって維持・保全するとともに利活用を推進していく。

カ 市道山手線沿線及び一級河川太田切川沿線の森林

企業の社会貢献のフィールドとして、企業と地域の協力により人と自然とが共生できる 森林づくりを目指すとともに、野生動物との共存を図っていくため、周辺の景観整備や緩 衝帯整備、人工林等の除間伐を推進していくものとする。

キ 竜東地区のアカマツ林

まつたけの生産地として生活に密着した森林となっており、更に地域の活性化に繋げるべく、長期的かつ安定的な発生環境整備と里山環境の整備を図っていく。特に、松くい虫被害については、地域住民と一体となった被害拡大防止対策を展開する。

ク 東伊那財産区有林

良質な木材生産がされていることから、引き続き木材の循環利用を目指した森林整備を 推進するとともに、森林組合等による間伐材の搬出を支援していく。

ケ 林道・作業路等の沿線の森林

木材の循環利用を目指し、高性能林業機械作業システムの適用区分図や間伐対象林 分マップを活用して、間伐を中心に計画的かつ効率的に森林整備を推進する。また、施 業の効率化を図るため、施業地の集団化、団地化を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

南信森林管理署、長野県、駒ヶ根市、森林所有者、上伊那森林組合等林業関係者及び木 材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるととも に、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進す る。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体 となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行する。

Ⅱ 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

伊那谷地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定める。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定める。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として 定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのもので はない。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進 すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき 森林の伐期齢
	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
針	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
葉	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
樹	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
葉	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
樹	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めたうえで伐採を行うものと し、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の育成状況、母樹となる木の保 存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとする。

主伐方法の選択にあたっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとする。

【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	択伐以外のもの。
択 伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯 状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うも のとする。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう。(伐採 後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。)

【主伐の留意事項】

区分	留 意 事 項
共通事項	 ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。 ② 立地条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新により行われる場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮すること。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新により行われる場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこと。 ⑥ 森林経営計画に基づいて施業を行う場合は、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。
皆 伐	① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上(周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上)の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、渓流沿いの水辺環境、耕作地人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択 伐	① 群状伐採にあっては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 帯状伐採にあっては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下の(1)から(5)までに留意する。

- (1) 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- (2) 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、 伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する ものとする。
- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- (4) 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- (5) 上記(1)~(4)に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定

について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157 号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認する。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	
採後の造林の届出書	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	駒ヶ根市長
市町村認定の森林経営	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過す る日までの期間に確認する。	県認定計 画は、地域 振興局長
計画に係る伐 採等の届出 書	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過す る日までの期間に確認する。	市町村認 定は駒ヶ根 市長

注)「伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)」を提出した森林については、造林を完了した日 (伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日)から30日以内に「伐採及び伐採後の造 林に係る状況報告書」の提出が義務付けられている。

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとする。

(なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県上伊那地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととする。)

第2 造林

伊那谷地域森林計画で定める指針に基づき、造林に関する事項を下記のとおり定める。 造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新され

宣称については、保地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林によることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉

樹の導入等に努める。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の 発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能 な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持す る森林において行う。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適 木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定するものとする。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

(1) 対象樹種

区 分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とする。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備	考
スギ	中庸仕立て	3,000本		
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本		
アカマツ	中庸仕立て	3,000本		
カラマツ	中庸仕立て	2, 300本		
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本		
広葉樹	中庸仕立て	3,000本		

注)上記本数を基準とするが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定する。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を 目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整する。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法	
地拉克の士社	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよ	
地拵えの方法	うに整理するとともに、林地の保全に配慮すること。	
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。	
植栽の時期	4月~6月中旬までに行うものとする。	

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を
過する日までの期間。	経過する日までの期間。

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1)対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコシデ (カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
ヤシャブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ科)	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)
オオバヤシャブシ(カバノキ科)	アサダ (カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)
クマシデ (カバノキ科)	イヌシデ(カバノキ科)	アカシデ(カバノキ科)
ブナ(ブナ科)	イヌブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	アベマキ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)
カシワ(ブナ科)	クリ(ブナ科)	エゾエノキ(ニレ科)
ケヤキ(ニレ科)	フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)
ヒロハカツラ(カツラ科)	タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)
ホオノキ(モクレン科)	ヤマザクラ(バラ科)	カスミザクラ(バラ科)
オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)	ウワミズザクラ(バラ科)
イヌザクラ(バラ科)	ズミ(バラ科)	ウラジロノキ(バラ科)
ナナカマド (バラ科)	キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)
ウリハダカエデ(カエデ科)	オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)
コミネカエデ (カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)	シナノキ(シナノキ科)

ナツツバキ(ツバキ科)	ハリギリ(ウコギ科)	コシアブラ(ウコギ科)
ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)
オオバアサガラ(エゴノキ科)	コバノトネリコ(アオダモ)(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)
カラマツ(マツ科)	キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴョウ(マツ科)
モミ(マツ科)	ウラジロモミ(マツ科)	シラビソ(マツ科)
オオシラビソ(マツ科)	トウヒ(マツ科)	ツガ(マツ科)
コメツガ(マツ科)	スギ(スギ科)	コウヤマキ(コウヤマキ科)
ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)	アスナロ(ヒノキ科)
ネズコ(ヒノキ科)	ネズミサシ(ヒノキ科)	イチイ(イチイ科)

(平成 20 年 1 月長野県『災害に強い森林づくり指針』解説を参考とした。)

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及 びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するお おむねの限界根元直 径(参考)
	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 ст	60 本	40 cm
ぼ	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
う	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
芽	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
更新	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
樹	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10本	20 cm
種	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10本	30 ст
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考とした。)

(2) 方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期 待 成 立 本 数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方 法	内 容
天然	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新 樹種を成立させるために行うものとする。
天然更新	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を 成立させるために行うものとする。
天:	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、 枝条整理等を行うものとする。
天然更新補助作業	刈 出 し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物に より更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈 払い等を行うものとする。
作業	植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所 に必要な本数を植栽するものとする。
	芽かき	ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽を つみ取る芽かきを適宜実施する。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行う。(必要な場合は、長野県上伊那地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼する。)

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる 範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定する。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を 撮影して記録し、目視による調査とする。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定する。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置する。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとする。 なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とする。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管する。(また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林 GIS で管理するものとする。)

なお、調査記録は、永年保存する。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、伊那谷地域森林計画書の表 3-13を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然 更新補助作業行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度 の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加 的な天然更新補助作業(刈り出し等)又は植栽を実施することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備	考
5ろ, 5は, 5に, 6ぬ, 8ろ, 8は, 8に, 9い, 9ろ, 9は, 9に, 10は, 10ほ, 11と, 11		
ち, 17 は, 17 に, 17 ほ, 17 へ, 19 ほ, 20 ろ, 20 は, 23 い, 23 ろ, 23 は, 25 い, 26 い,		
26 5, 27 v, 27 5, 27 td, 28 v, 28 5, 29 5, 30 v, 30 5, 41 td, 42 td, 43 v, 43		
に, 44 い, 44 ろ, 44 は, 44 に, 44 ほ, 45 ほ, 46 い, 46 ろ, 46 に, 47 は, 47 に, 47 ほ,		
47 ~, 49 ほ, 49 ~, 49 と, 50 は, 51 ろ, 51 は, 51 に, 51 ほ, 51 ~, 54 ろ, 54 は, 54		
へ, 54 と, 55 ろ, 55 は, 55 に, 55 ほ, 55 へ, 56 ろ, 56 は, 56 に, 56 ほ, 57 い, 57 ろ,		
59 3, 64 V, 64 C, 65 V, 66 V, 67 V, 68 3, 69 3, 73 L, 73 L, 73 L, 84 V, 85		
ろ、86 い、87 い、87 ろ、88 い、88 ろ、88 は、88 に、89 は、90 い、90 ろ、90 は、91 い、		
91 3, 92 v, 92 3, 94 v, 94 3, 95 3, 95 t, 95 t, 95 t, 95 t, 95 5, 96		
い, 96 ろ, 96 は, 96 に, 97 ろ, 97 は, 97 に, 98 い, 98 ろ, 98 は, 98 に, 99 い, 99 ろ,		
99 は, 99 に, 99 ほ, 100 い, 100 ろ, 100 は, 101 い, 101 ろ, 101 は, 101 に, 101 ほ,		
102 い, 102 ろ, 102 は, 102 に, 102 ほ		

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

- (1) 造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合 1の(1)によるものとする。
 - イ 天然更新の場合 2の(1)によるものとする。
- (2) 生育し得る最大の立木の本数 天然更新可能地では、対象樹種の立木が 5 年生の時点で 3,000 本/ha 以上の本数を 成立させることとする。

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行う。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定める。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

₩1£	长光什么	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						
樹種	施業体系	(本/ha)	初回	2回目	3 回目	4回目	5 回目		
カラマツ (地位級 I)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)		
カラマツ (地位級II)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)		
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-		
カラマツ (地位級IV)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	(==:-)	-		
アカマツ (地位級 I)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)		
アカマツ (地位級II)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)		
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)		
アカマツ (地位級IV)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-		
アカマツ (地位級V)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-		
ヒノキ (地位級 I)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)		
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)		
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)		
ヒノキ (地位級IV)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-		
ヒノキ (地位級V)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-		
スギ(表系) (地位級 I)	標準	3,000	14 (30%)	18 (32%)	23 (31%)	30 (33%)	40 (33%)		
スギ(表系) (地位級II)	標準	3,000	16 (30%)	20 (32%)	27 (31%)	36 (33%)	51 (33%)		
スギ(表系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	18 (30%)	23 (32%)	32 (31%)	46 (33%)	80 (33%)		

kt-12 1.	护光	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						
樹種	施業体系	(本/ha)	初回	2回目	3 旦目	4回目	5 回目		
スギ(表系) (地位級IV)	標準	3,000	21 (30%)	27 (32%)	41 (31%)	72 (33%)	-		
スギ(表系) (地位級V)	標準	3,000	25 (30%)	35 (32%)	64 (31%)	-	-		
スギ(裏系) (地位級 I)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)		
スギ(裏系) (地位級II)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)		
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)		
スギ(裏系) (地位級IV)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-		
スギ(裏系) (地位級V)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	_		

注)()内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20 年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものである。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとする。

また、本市は、人工林率は県平均を若干上回っているが、間伐が十分に実施されていない状況にあることから、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で、間伐を実施するものとする。

ア点状間伐

初回の間伐は、不良な立木(被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、 二又木など)を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採する。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

	1111	実施すべき	標準的な林齢及	び回数	
保育の種類	樹 種	実施時期	実施林齢	回数	標準的な方法
T XUU	全樹種	(1 回目) 6 月上旬~ 7 月上旬 (2 回目) 7 月下旬~ 8 月下旬	2 年生~ 10 年生	年 1~ 2回	 ① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5 倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。
枝打ち	スギ ヒノキ	11 月~5 月	11 年生~ 30 年生	最大 8m までに必 要な回数	 ① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月~7月 (9月~3月)	11 年生~ 25 年生	1回~ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬~ 7月上旬	11 年生~ 30 年生	必要に応 じて 2~3回	枝打ち、除伐と並行して実施すること が望ましい。

3 その他

- (1) 間伐を行う際の留意点
 - ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に 留意することとする。
 - イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、 長伐期施業を行うものとする。
 - ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行う。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定する。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定する。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 水源涵養機能維持増進森林
 - ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定める。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定める。

				樹	種	Ĺ			
区域	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能維持増進森林	50 年	50 年	55 年	50 年	70 年	25 年	30 年	80 年	30 年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林 以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定める。

- ① 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から④までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林と して定める。 複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行う。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定める。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

				樹	租	É			
区域	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
ア①から④の森林	おおむね 80 年	おおむね 80 年	おおむね 90 年	おおむね 80 年	おおむね 120 年	おおむね 30 年	おおむね 40 年	おおむね 140 年	おおむね 40 年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定める。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおり。

【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能	木材生産機能維持増	次の①~⑤の全てに該当する森林及び
な森林の区域	進森林の区域のうち林	⑥⑦に該当する森林
	小班単位で設定する	① 人工林が過半
		② 地位3以上の森林が過半
		③ 平均傾斜が30度以下
		④ 道から小班の距離が 200m以内
		⑤ 制限林は除外
		※その他、これらの条件に準ずると市長が
		判断した箇所
		⑥ 森林経営計画認定実績地
		⑦ 林業事業体による樹種転換、及び再
		造林・拡大造林が見込まれる区域

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域内における人工林の主伐後においては、原則として、植栽による更新を図ることとする。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進する。また、森林施業の集約化、路網整

備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとする。

	施業種	施業の方法
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。「植栽によらなければ適格な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、原則2年以内に植栽する。
間伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材 積の35%以内の伐採とする。
	林齢	標準伐期齡以上
主	11,450,4-14	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
伐	伐採方法	伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木 材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき 森林	4 は,19 に,19 ほ,20 い,20 は,20 ろ,24 ろ,25 い,26 い,26 ろ,35 ほ,45 ほ,46 い,46 は,46 ろ,47 に,47 ほ,51 い,51 に,51 は,54 と,54 は,54 へ,54 ほ,55 に,55 は,55 へ,55 ほ,55 ろ,56 に,56 は,56 ほ,56 ろ,57 に,58 い,58 に,58 は,58 ろ,59 い,59 に,59 は,59 ろ,60 い,63 に,63 は,63 ろ,64 い,64 に,64 は,64 ろ,65 い,65 に,65 は,65 ほ,65 ろ,66 に,66 ほ,66 ろ,67 い,67 に,67 は,67 ほ,68 に,68 は,68 ほ,68 ろ,69 い,69 は,69 ろ,75 に,75 は,77 ろ,81 に,81 は,84 い,85 い,85 ム,86 い,86 ろ,87 い,87 ろ,88 い,88 に,88 は,88 ろ,89 い,89 は,89 ろ,90 い,90 は,90 ろ,91 い,91 ろ,92 い,92 ろ,94 は,95 ち,95 に,95 は,95 へ,95 ほ,96 い,96 に,96 は,96 ろ,97 い,97 に,97 は,97 へ,97 ほ,97 ろ,98 い,98 に,98 は,98 ろ,99 い,99 に,99 は,99 ほ,99 ろ,100 い,100 は,100 ろ,101 い,101 に,101 は,101 ほ,101 ろ,102 い,102 に,102 は,102 ほ,102 ろ,118 い,118 へ,118 ほ	2517.12
	長伐期施業を推進すべき 森林	10 い,51 ろ,57 ろ	7.40
	択伐による複層林施業を 推進すべき森林	55 い,55 と,56 い,57 い,57 ろ,66 い,66 は,67 へ,67 ろ,68 い,94 い,94 ろ,95 い,95 と,95 ろ	28.36

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林	択伐による複層林施業を 推進すべき森林	1 5,1 と,1 ぬ,1 へ,1 る,1 を,2 ち,2 と,2 に,2 ぬ,2 り,2 ろ, 3 い,3 ち,3 と,3 に,3 は,3 へ,3 ほ,3 ろ,4 い,4 に,4 は,4 へ,4 ほ,4 ろ,5 い,5 ろ,6 ち,8 い,8 は,8 ろ,9 い,9 に,9 は,9 ろ,10 に,10 は,10 ほ,10 ろ,11 い,11 へ,11 ろ,12 い,12 ほ,12 ろ,14 い,14 に,14 は,14 ほ,14 ろ,15 に,15 ほ,16 と,16 に,16 は,16 へ,16 ろ,17 い,17 と,17 に,17 へ,17 ろ,18 へ,19 い,19 は,19 ろ,20 に,24 い,31 へ,31 ほ,32 に,32 は,33 と,33 へ,34 へ,35 に,35 は,35 ほ,36 に,36 ろ,37 い,37 に,37 は,39 ろ,44 い,44 に,44 は,44 へ,44 ほ,44 ろ,46 は,47 へ,48 い,49 と,49 へ,49 ほ,51 へ,51 ほ,52 へ,53 い,53 は,53 ろ,54 と,54 に,54 へ,55 い,55 と,56 い,57 い,57 は,58 は,60 い,60 に,60 は,60 へ,60 ほ,61 い,61 ほ,62 い,62 に,62 ろ,63 い,64 い,65 に,65 は,65 ほ,65 ろ,66 い,66 は,66 ほ,66 ろ,67 へ,67 ろ,68 い,68 に,68 ほ,69 に,70 い,70 に,70 は,70 ほ,70 ろ,71 に,73 に,73 は,73 ろ,75 は,76 に,76 ろ,77 い,78 い,78 ろ,79 へ,79 ほ,81 に,81 ほ,82 い,82 ろ,93 い,93 ろ,94 い,94 ろ,95 い,95 と,95 ろ,111 は,124 に,124 は,124 ほ,124 ろ,125 い,125 は,125 ろ	982.25
	長伐期施業を推進すべき 森林	10 い,11 ち,11 に,11 ほ,51 ろ,52 は,53 に,57 ろ,80 い,80 に,80 は,80 ろ	118.10
進森林	択伐による複層林施業を 推進すべき森林	6 い,6 ち,6 と,6 に,6 ぬ,6 は,6 へ,6 ほ,6 り,6 る,6 を,7 ろ,8 い,8 に,8 は,8 ろ,9 に,9 は,24 い,27 い,27 ろ,28 い,28 ろ,42 に,43 い,43 は,43 へ,43 ろ,47 い,47 と,47 は,47 ろ	422.25
機能維持増	特定広葉樹の育成を行う 森林施業を推進すべき森 林	48 に,48 ほ	36.00

【別表3】

	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
木材生産機能維持増進森林	特に効率的な施業が可能な区域	皆伐 皆伐 不のがな 皆伐 ないいしてでは、 ないのでは、 ないのでは、 はいでは、 はいではいいでは、 はいでは、 はいではいいではいいでは、 はいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいで	1 5,1 18,12 18,12 ~,12 2,12 5,14 1,14 5,14 18,31 1,33 18,39 18,39 12,40 1,40 5,40 18,40 18,41 19,41 5,41 18,41 18,41 18,42 18,42 18,43 18,44 18,44 18,44 18,45 18,45 18,45 18,46 18,46 18,78 18,114 18,119 18,120 18,120 18,121 18,122 18 18,7 7,8 18,10 5,11 18,111 18,1111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,1111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,1111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,1111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,1111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,111 18,1	2,749.47
	水源涵養	伐期の延長	46 ろ,68 は	18.34
		長伐期施業	10 い,51 ろ,57 ろ	7.40
	山地災害防止/土壤 保全機能維持増進森 林	長伐期施業	10い,11ち,11に,11ほ,51ろ,52は,53に,57ろ,80い,80に,80は,80 ろ	115.27
	保健文化	択伐による複 層林施業	6 \\	9.44

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、当市では、森林林業関係のNPO法人が 1 団体あるが、施業実施協定の締結には至っていない。今後、さらに施業実施協定の参加を推進するために以下の支援を行う。

森林整備協定を実践しているグループやNPO法人等に対して、国、県等関係機関と協力し、 各種研修を実施することで、技術力の向上を図る。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画が策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進する。

- (1) 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人 (NPO 法人)、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行う。
- (2) 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図る。
- (3) 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとする。

- (1) 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営 委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。
- (2) 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、条件が整えば森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、駒ヶ根市森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定

められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推 進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとする。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進する。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかける。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進する。

なお、国有林の近接地では、南信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林 施業の共同化が効率的であれば検討する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- (1) 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化 が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画 の作成を働きかける。
- (2) 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図る。
- (3) 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10条の11の9第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の 所有者へ働きかける。
- (4) 特定非営利活動法人(NPO 法人) 等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するのに適当であると認める場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画 を作成し、代表者等による実施管理を行うこととする。また、作業路網その他の施設 の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図る。
- (2) 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図る。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位:m/ha)

区分			基幹路網密度		細部路網密度	路
	作業シス テム	林道	林業 専用道	小計	森林 作業道	網 密 度
緩傾斜地 0~15°未満	車両系	15~20	20~30	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 15~30° 未 満	車両系	15~20	10~20	25~40	50~160	75~200
	架線系	15 920	10 920	25, 040	0~35	25~75
急傾斜地 30~35°未 満 急峻地 35° ~	車両系	15~20	0 ∼ 5	15~25	45~125	60~150
	架線系	10 - 20	0 - 5	10 -20	0~25	15~50
	架線系	5~15	_	5~15	_	5~15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するために 路網整備を推進する。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととする。

規格・構造の根拠	備考
林道規程	昭和 48 年4月1日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年9月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年3月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長:m 面積:ha

BB ⊃n. /	, as e /# street						手匠 建戊		ą . na
開設/	種類	区分	位置	路線名	延長(箇	利用区域	うち前半	対図	備考
拡張					所数)	面積	5 年分	番号	
開設	自動車道	林道	東伊那	天白高烏谷線	1,400	174	0	1	
開設	自動車道	林道	中沢	淀ケ沢線	1,200	75			
開設	自動車道	林道	中沢	早草線	800	223	0		
拡張	自動車道	林道	赤穂	古城線	580	449	0	2	
(改良)					(10)			_	
拡張	自動車道	林道	東伊那	宮沢線	200	136	0		
(改良)	日期平坦	小儿	米げ加	当 0人水	(5)	130	O		
拡張	الاصل العربان	11.576		I bill to I defe	600				
(改良)	自動車道	林道	中沢	上耕地線	(1)	45			
拡張	4 71 4 14	11.326	.1. >=	11-11 m/ Ah			0		
(舗装)	自動車道	林道	中沢	陣場形線	7,500	1,885	0		
拡張	白新丰米	11. 决	+:4+	444-44	4 400	440			
(舗装)	自動車道	林道	赤穂	古城線	4,400	449	0		

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとする。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台 帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとする。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととする。

規格・構造の根拠	備考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとする。 なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に 記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとする。

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や(一財)長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進する。特に次代の森林・林業を担う20代から30代の林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、広域市町村と連携し、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援する。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努める。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森 林組合等林業事業体と検討する。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

	作業の種類	現状(参考)	将来
伐造 集 運	市内全域	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ グラップル スイングヤーダ フォワーダ	左記の増設を図る
造林	地拵え、下刈り	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
保育等	枝打ち	人力·背負式動力枝打機	人力·背負式動力枝打機

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

特用林産物のまつたけは地域の特産物になっている。諸政策の導入を図りながら、栽培施設の設備拡充・発生環境整備の促進を行い、産地化に向けて品質の向上・増産に努める。

Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表4に定める。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を 有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の 設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行う。

【別表4】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	1, 2, 3, 19, 20, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 52, 53, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 69, 70, 71, 72, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 99, 100, 101, 102, 106, 107, 108, 109, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123	5, 533. 68

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病害虫の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じる。

- 伐倒駆除
- 薬剤散布等の各種予防事業
- 守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について

「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付3森推第838号 長野県林務部長通知)」により実施する。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後 は適確な更新を図ることとする。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図る。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努める。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分する。 また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定する。

(5) その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努める。また、早期発見、早期防除が 最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努める。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

第二種特定鳥獣管理計画に基づく各種対策を総合的に実施し、地域との連携を図りながら追い

払いや捕獲等を行う。

種名	現状	対策
ニホンザル	群れサイズが増加傾向にある。林 産物(キノコ等)の被害がある。	出没防止のための生息環境の整備 (緩衝帯整備と森林整備の推進)

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を 行い、地域住民への林野火災の予防を喚起する。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければならない。そのため、駒ヶ根市では、火入れの許可に当たっては駒ヶ根市火入れ条例に基づいて、下記のことに留意すること。

項目	内容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地(地域森林計画区域外も含む)
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良(森林法施行規則第 47 条第 1 項)
許可条件	期間(7日以内) 面積(1件当たり5ha以内) 従事者(1haまで15人以上) ※ 1haを超える場合は、超える部分の面積1haあたり5人を加えた 人数とする。
申請方法	火入れを行う前日までに市長に提出する。
申請に必要なもの	① 火入許可申請書② 火入れ(野焼き)を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す 見取り図③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書④ 請負(委託)契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

5 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森	林	の区	域(林小班)	備	考
		該当なし			

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定する。

森林の	所在				備考			
地区名	林小班	合計 人工林 天然林 無立木地 竹林 その他			1佣 右			
池山地区	6-ハ~ヲ 8 9-ハ,= 24-イ 27-イ,ロ 28	277.46	140.77	133.88	0.07	0.00	2.74	土砂流出防備保 安林 16.48ha
中沢 中山地区	48-ニ 48-ホ	36.02	17.40	18.52	0.10	0.00	0.00	
中沢 大曽倉地区	42-ニ 43-イ~ハ,へ 46-ホ 47-イ~ハ,ト	161.77	75.75	84.33	1.08	0.00	0.61	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

17. 111			施業の方法						
施業	の区分	複層林施業	特定広葉樹育成施業						
植	1 栽	植栽する。	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に不足する本数 植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。						
ĮĮ.] 伐	単層林である場合、Ry0.85 0.75 以下となるよう間伐する。	以上の森林については、Ry が						
	林 齢		標準伐期齢以上						
	方 法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐						
伐採		標準伐期齢における立木 材積に10分の5を乗じて得 た材積以上の立木材積が 確保されること。	標準伐期齢における立木 材積に10分の7を乗じて得た 材積以上の立木材積が確保 されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。					
	立木材積								
		立木材積は、下層木を除い Ry0.65以下となるよう伐採する	いてRy0.75以上、伐採材積は、						

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地区名	施	設	名	
管理施設、キャンプ場、林間	広場、遊歩道及びこれらに類する施設			

- (2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項 該当なし
- (3) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
スギ	18	
ヒノキ	18	
その他	14	

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

- (1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとする。
 - ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
 - イ 公益的機能別施業森林等の整備
 - ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽
 - エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - オ 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適 切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告され た後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。
- (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

(森林経営計画(区域計画)の要件となる一体整備相当区域)

区域名	林 班	区域面積(ha)
該当なし		

2 生活環境の整備

空家情報の提供等を通じて、林業に従事する UJI ターン者の定住促進を行う。

3 森林整備を通じた地域振興

ア 特用林産物の生産

消費者のニーズを的確に掌握したうえで、指導機関等との密接な連携のもと、発生環境整備を促進し、農林家の所得向上のための普及指導を展開する。

イ 東伊那財産区有林整備

以前から良質な木材生産がされている東伊那財産区有林においては、現在整備されている森林だけでなく、森林施業の技術についても次世代に伝承していくよう連携を図る。

4 森林の総合利用の推進

ア 駒ヶ根高原及び池山周辺の森林

観光地としての高原にふさわしい森林景観の維持・造成を図るとともに、市民や観光客等の休養・体験・学習の場として活用を推進する。また、森林の有する快適性に関わる保健機能の増進を図るため、利用者が森林浴・動植物の観察・教育の場として森林空間に親しめる森林づくりを目的として推進することとする。

イ 大曽倉の森林

年月をかけて「多様で奥深い森林」を目指し、市民が協力して造り上げ、休息・癒し・健康・いきがい・学びの場として活用を進めていく。

ウ 十二天の森

将来を担う子ども達の森林学習や親しみの空間として、また地域住民の憩いの場として、 不良木の除去など森林環境整備を行うとともに、散策道の整備など目的に沿った利活用の推 進を図るものとする。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

ア 駒ヶ根高原及び池山周辺の森林

観光地としての高原にふさわしい森林環境を創出するとともに、保健機能等としての森林活用をさらに図っていくため、里山整備や林内遊歩道の整備、貴重な自然環境の保全活動などを、地域住民、関係団体、企業などと連携・協働しながら推進する。

イ 大曽倉市有林

長期的な展望のもとで、市民参加を求めながら「多様で奥深い森林」を作り上 げ、森林空間の活用とともに水源涵(かん)養機能を高度に発揮する森林として 誘導するものとする。

(2) 上下流連携による取組

森林のもたらす水系全体の利害関係を理解し合い、ともに手を携えて安全で快適な都市づくりを目指すために、「磐田の森」や「市民の森」等の活用を通じて、姉妹都市である磐田市との連帯・交流を深め、森林の荒廃防止気運を醸成していくものとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて駒ヶ根市森林経営管理事業を計画していくこととする。

森林経営管理制度による意向調査等については、別に定める駒ヶ根市森林経営管理制度 実施方針に従って進める。 計画期間内における駒ヶ根市森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			
(意向調査は、順次実施する。)			

7 その他必要な事項

(1) 市町村有林の経営に関する事項

人工林を中心に約1,125ha の森林を有しており、その多くは、森林の最深部の急傾斜地に位置している。そのため、土砂の流出防備、水源のかん養といった公益的機能を担う部分が多い。公益的機能を考慮しながら適切な森林整備に努める。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

埋蔵文化財包蔵地について配慮し、手続きについては社会教育課へ届け出ること。なお、位置図については社会教育課で提供している。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和5年2月24日	林政協議会	林政協議会長

2 公告•縦覧期間

令和5年1月23日 ~ 令和5年2月22日

3 計画書作成担当者

課·係	職	氏 名	備考
農林課	課長	野村 隆二	
農林課耕地林務係	調整幹	北村 篤	耕地林務係長 兼務
農林課耕地林務係	主査	北林 要	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所 属	課·係	職	氏 名	備 考
上伊那地域振興局	林務課普及係	担当係長	清水 香代	林業普及指導員

5 計画の公表計画

公表の方法	時 期	備考
市ホームページ	計画樹立後 1 ヶ月以内	

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

			総計		0	~14 歲	Ē.	15	5∼29 ī	裁	30)∼44 ī	裁	4	5~64 岸	岌	65	歳以.	Ŀ
	年次	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数(人)	令和 3年	31,993	15,660	16,333	3,822	1,980	1,842	4,172	2,107	2,065	5,019	2,602	2,417	8,599	4,375	4,224	10,381	4,596	5,785
構成比 (%)	令和 3年	100	48.9	51.1	11.9	12.6	11.3	13.0	13.5	12.6	15.7	16.6	14.8	26.9	27.9	25.9	32.4	29.4	35.4

(出典:令和3年度版 駒ヶ根市の統計)

(2) 産業部門別就業者数等

				第18	欠産業		第	第 2 加	
	年次	総数	農業	林業	漁業	小計		うち木材・ 木製品製造業	第3次産業 ホカ
実数 (人)	令和 3年	16,980	1,029	43	0	1,072	6,412	I	9,496
構成比 (%)	令和 3年	100	6.1	0.3	0.0	6.3	37.8		55.9

(出典:令和3年度版 駒ヶ根市の統計)

2 土地利用

	年次	次 総土地 面積	耕地面積			林野面積			その他
			計	田	畑	計	森林	原野	面積
実数(km²)	令和3年	165.86	19.27	15.63	3.64	24.11	15.75	8.36	122.48
構成比	令和3年	100	11.6	9.4	2.2	14.5	9.5	5.0	73.9

(出典:令和3年度版 駒ヶ根市の統計)

3 森林転用面積

年次	総数	工場・ 事業場用地	住宅• 別荘用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成 29 年	0.20ha	0.18ha				0.01ha	0.01ha
平成 30 年							
令和元年							
令和2年	0.04ha	0.04ha					
令和3年	0.33ha	0.22ha					0.11ha

(出典:上伊那地域振興局 林地開発等定期報告、森林計画業務報告)

4 森林資源の現況等

所有形態別

(1) 在(市町村)者·不在(市町村)者別私有林面積

	f-sv.	私有林合計	在(市町村)者	7			
	年次			計	県内	県外	不明
実数 ha	令和4年	7,511.99	6,280.22	1,091.73	788.94	302.79	140.04
構成比 (%)	令和4年	100	83.6	14.5	10.5	4.0	1.9

※残り 1.8%は所有者不明私有林

(出典:令和4年度森林簿データ)

(2) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
∼1ha	1,859	10~20ha	98	50∼100ha	5
1∼5ha	750	20∼30ha	34	100∼500ha	5
5∼10ha	209	30∼50ha	5	500ha 以上	1
				総数	2,966

5 駒ヶ根市における林業の位置付け

製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和元年現在)

項目	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	104	5,284	2,369,738
うち木材・木製品製造業(B)	_	-	-
B/A	-%	-%	-%

(出典:令和3年度版 駒ヶ根市の統計)

6 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	ナメコ
生産量	39,806 m³	m³	23,700 本	1,265.3t

(出典: H29 長野県木材統計、H30 得苗成績報告、H29 特用林産物生産統計調査)

7 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	=C+C	現況	経営管理実施権
	所在	(面積 樹種 林齢 材積等)	設定の有無
	該当なし		